

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
鹿児島空港航空機騒音測定局調整作業	村田 有 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	令和5年9月13日	日本音響エンジニアリング(株) 東京都墨田区緑1-21-10	5010601015011	本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置のシステム開発業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,146,637円	2,090,000円	97.3%	
大阪国際空港TDU装置調整外3件作業	村田 有 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	令和5年9月21日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	010401022916	本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置のシステム開発業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	23,063,228円	19,800,000円	85.8%	
高松空港飛行場灯火・電力監視制御装置改造作業	村田 有 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	令和5年9月7日	(株)有電社 関西支店 大阪府大阪市中央区南久宝寺町3-6-6	011001023797	本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置のシステム開発業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	52,594,746円	50,600,000円	96.2%	
下地島空港仮設LOC装置調整その他作業外1件作業	村田 有 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	令和5年9月14日	東芝インフラシステムズ(株) 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34	011101014084	本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置のシステム開発業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	21,098,393円	19,800,000円	93.8%	

中部国際空港DREC装置 改修外24件作業	村田 有 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手 前3-1-41	令和5年9月7日	池上通信機(株) 東京都大田区池上5- 6-16	6010801000811	本作業を適切かつ確実に履行で きる者は、当該装置のシステム開発 業者であり、本作業を実施するた めに必要な知的財産権及び技術情報 を有している当該業者のみであるた め、会計法第29条の3第4項、予算 決算及び会計令第102条の4第3号 の規定を適用し、左記相手方と随意 契約を締結したものである。	62,250,767円	55,000,000円	88.3%	
令和5年度小松空港外9空 港滑走路摩擦係数測定計 校正作業	村田 有 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手 前3-1-41	令和5年9月14日	全日空商事(株) 東京都港区東新橋1- 5-2	3010401036985	本作業を適切かつ確実に履行で きる者は、当該装置のシステム開発 業者であり、本作業を実施するた めに必要な知的財産権及び技術情報 を有している当該業者のみであるた め、会計法第29条の3第4項、予算 決算及び会計令第102条の4第3号 の規定を適用し、左記相手方と随意 契約を締結したものである。	2,821,601円	2,805,000円	99.4%	
三郡山SSRロータリージョ イント外5点交換その他作 業	野村 伸一 福岡空港事務所 福岡県福岡市博多区上臼 井字屋敷295	令和5年9月20日	東芝インフラシステム ズ(株) 神奈川県川崎市幸区 堀川町72-34	2011101014084	本作業を適切かつ確実に履行で きる者は、当該装置のシステム開発 業者であり、本作業を実施するた めに必要な知的財産権及び技術情報 を有している当該業者のみであるた め、会計法第29条の3第4項、予算 決算及び会計令第102条の4第3号 の規定を適用し、左記相手方と随意 契約を締結したものである。	3,733,440円	3,300,000円	88.4%	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。